

令和8年度 こどもの生活・学習支援スタッフ 募集案内 (生活・学習指導員, 生活・学習支援員)

1 採用職種, 採用予定人数など

採用職種	生活・学習支援員（会計年度任用職員）
採用予定人数	会場の状況による（詳しくはお問い合わせください）
事業内容	<p>経済面や家庭環境などに左右されることなく，子どもたちが夢や目標をもつことができるように，子どもたちの個性や特性に合った指導等を実施し，生活習慣と基礎学力の向上を支援するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象学年は小学4年生から中学2年生 ・本事業は5月中旬の開始 ・各会場毎週1回，年40回実施
職務内容	<p>① 生活・学習指導員</p> <p>(1) 会場の運営管理，スタッフのとりまとめ (2) こどもの出欠確認，連絡 (3) 市との情報連携，記録表等の管理 (4) こどもへの生活・学習の指導，保護者とのコミュニケーション (5) イベント企画 (6) 記録作成，会場設営 など</p> <p>② 生活・学習支援員 上記(4)～(6) など</p>

2 任期

採用開始日（応相談）から令和9年3月31日まで

※1 任用（採用）開始日から1月（1月の勤務日が15日に満たない場合，15日に達する日まで）を条件付採用期間とし勤務成績が良好ではない場合，当該期間内に免職となります。

※2 地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに新たな職が設置され，客観的な能力の実証を経て採用を決定するため，翌年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

(1) 報酬の時給単価： 生活・学習支援員 1, 300円

※要件に該当する場合，通勤費のほか，休日勤務等に相当する報酬を支給

(2) 期末手当

任期が1会計年度内に6か月以上ある会計年度任用職員に，6月と12月の年2回，各1.2625月分（令和8年4月に新規採用された場合の6月分は，0.37875月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給

(3) 勤勉手当

任期が1会計年度内に6か月以上であり，週勤務時間が15時間30分以上ある会計年度任用職員に，6月と12月の年2回，1.0625月分（令和8年4月に新規採用された場合の6月分は，0.31875月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する勤勉手当を支給

※報酬単価・期末手当の支給割合は、人事院勧告がなされた場合、任期中であっても変更の可能性があります。

(4) 勤務時間

ア 勤務時間

5時間00分以内/日（時間外勤務：無）

イ 1日のおおまかな流れ

内容	火曜日～金曜日	
	通常	夏季休業期間 (7/21～8/31)
集合・設営など	15時～	12時～
開所・遊びなど	15時30分～	12時30分～
学習支援	16時30分～ 18時30分	13時30分～ 15時30分
遊びなど お迎え・閉所	～19時	～16時
ミーティング、片 付け	19時～ 20時30分	16時～ 17時30分
終了	20時00分	17時00分

※1日の勤務時間は職務の完了状況により、日ごとで異なります。

※学生は、通常の勤務開始時間について、相談可（16時から希望等）

ウ 勤務日及び勤務場所

	曜日	会場	住所
①	木曜日	南部近隣センター	柏市新逆井2丁目5-13
②	金曜日	松葉近隣センター	柏市松葉町4丁目11
③	金曜日	永楽台近隣センター	柏市永楽台2丁目11-25

エ 休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始
(休日のイベント、研修は勤務日とする。)

(5) 休暇

年次有給休暇（採用日から6月間に8割以上出勤した場合、勤務日数に応じ付与）及び特別休暇（夏季休暇、忌引等）を付与する。

(6) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務、職務専念義務等）が適用される。

(7) 社会保険・雇用保険・労災保険

ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用 有（週4日以上に限る）

イ 雇用保険の適用 有（週4日以上に限る）

ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用 有

※採用開始日より加入条件が異なります。

4 応募資格

- (1) こどもと適切に関わり、経済的課題等を抱えたこどもの支援に関心があること。
- (2) 個人情報管理の徹底やルールの遵守ができること。

- (3) 事業の主旨を理解して、他職員やボランティアと協力して活動できること。
- (4) 小中学校の基礎的な勉強を教えることができる、または教える意欲があること。
- (5) 年間を通して、休まず勤務できること。
- (6) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

ア 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※ 年齢要件は定めのないものとする。学生も可。

5 応募期間、選考方法及び面接の日程等

応募期間	令和8年6月～必要人数に到達次第終了	
選考方法	面接	個人面接による適格性等の選考
面接日程	令和8年6月から適宜実施	詳細は応募者に別途通知
面接場所	柏市役所別館3階こども福祉課	

6 応募方法

(1) 応募の流れ

ア 以下のURLまたはQRコードにアクセスし、面接予約を申し込む

<https://logoform.jp/form/Mx28/1445866>

イ 面接日程についてこども福祉課から連絡（メール）※目安:7日以内

ウ 面接

申込フォーム



(2) 提出書類（面接時に持参してください）

こどもの生活・学習支援スタッフ採用申込書

7 合格の決定及び採用

(1) 合格の通知

原則、面接後14日以内に通知します。

学生については、学校のカリキュラムや部活動の予定が決まっていなくても面接を受けることができます。

(2) 採用時期

合格決定後、1カ月以内

(3) 採用（合格）の取消し

4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は採用申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとする。

(4) こども性暴力防止法に基づく措置

令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります（事業や担当、職種によっては、認定申請を行い、認定された場合。）。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、職種に係る業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。

これらの制度の施行を踏まえ、採用までの間に、誓約書等により特定性

犯罪の前科の有無を確認します。

この結果、特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

8 問い合わせ先

柏市こども部こども福祉課 支援係
〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号
電話 :04-7167-1595
E-mail:kodomomirai@city.kashiwa.chiba.jp